

白子町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 10,376	千円 5,415,321	千円 210,485	千円 1,287,676	% 23.8	% 23.4

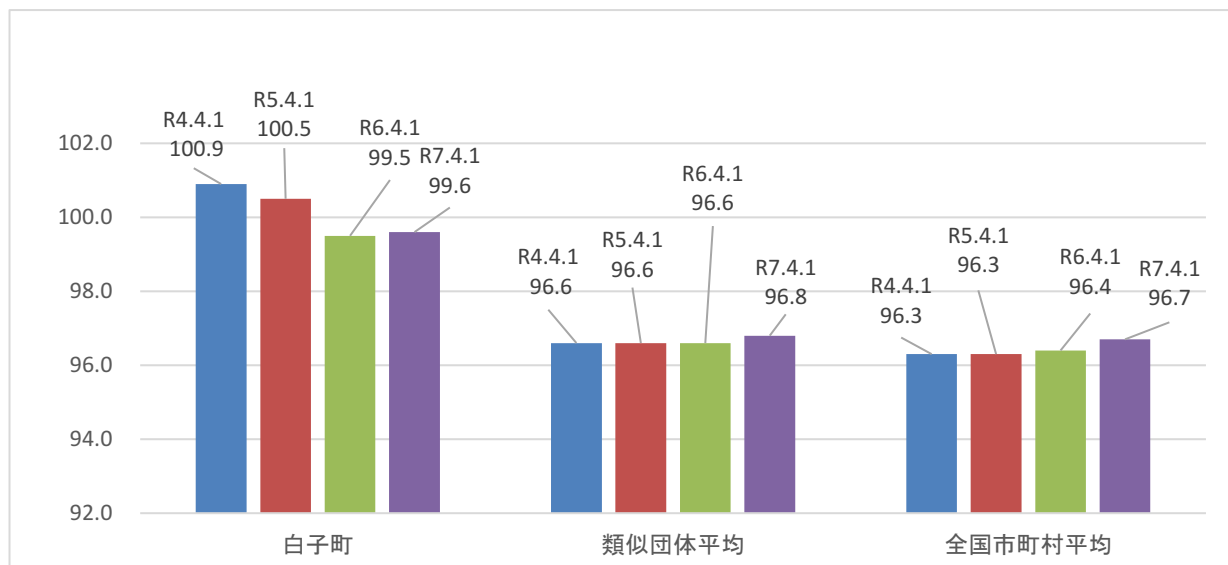
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
6年度	人 124	千円 474,178	千円 56,586	千円 191,385	千円 722,149

(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
千円 5,824	千円 5,921

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

--

(4) 給与改定の状況 ※町で人事委員会を設置していないため、作成なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準４％に対し、白子町においても２％を支給。

（実施時期）令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和７年４月１日時点は２％、令和８年４月１日からは４％を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	０％	４％	４％
白子町の支給割合	０％	２％	４％

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
（令和７年４月１日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白子町	43.8歳	336,800円	387,207円	369,524円
千葉県	39.8歳	315,893円	424,453円	370,183円
国	41.9歳	332,237円	414,480円	—
類似団体	42.0歳	320,372円	372,776円	348,009円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		白子町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高校卒	194,500円	194,500円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

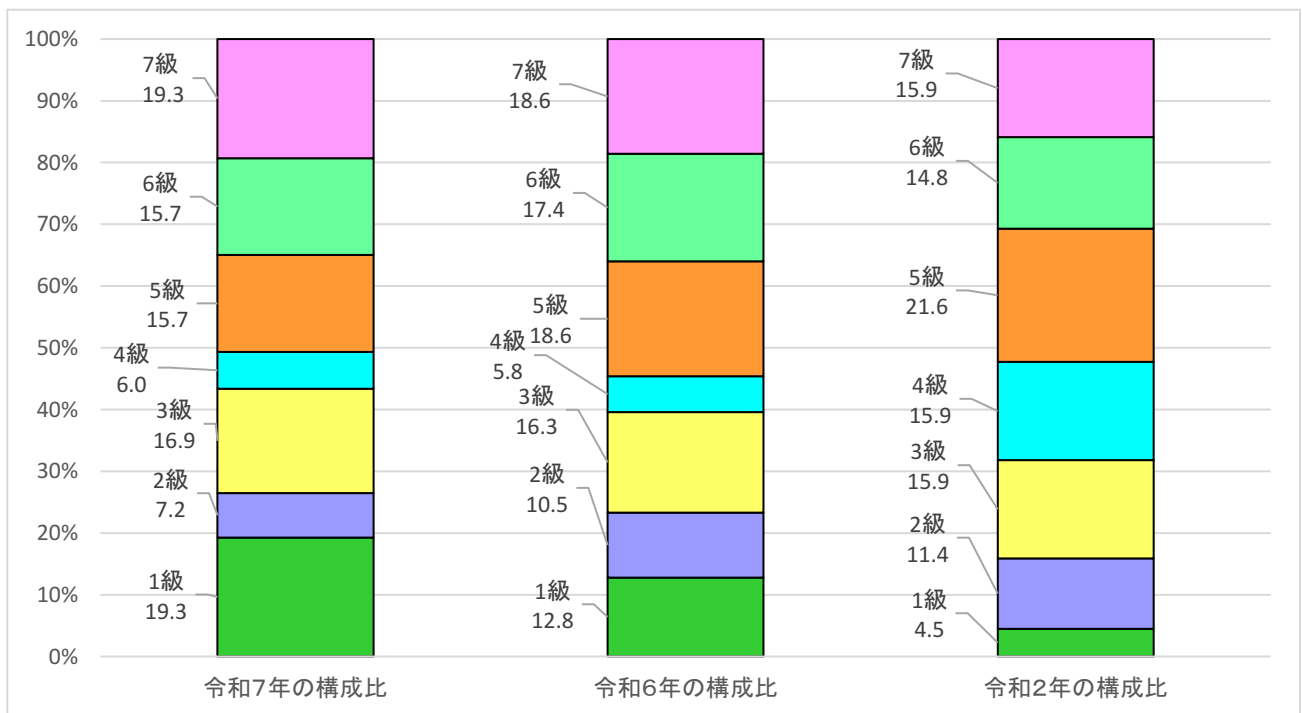
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	2,859,000円	3,760,000円	4,122,000円	4,231,000円
	高校卒	— 円	— 円	— 円	4,018,000円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

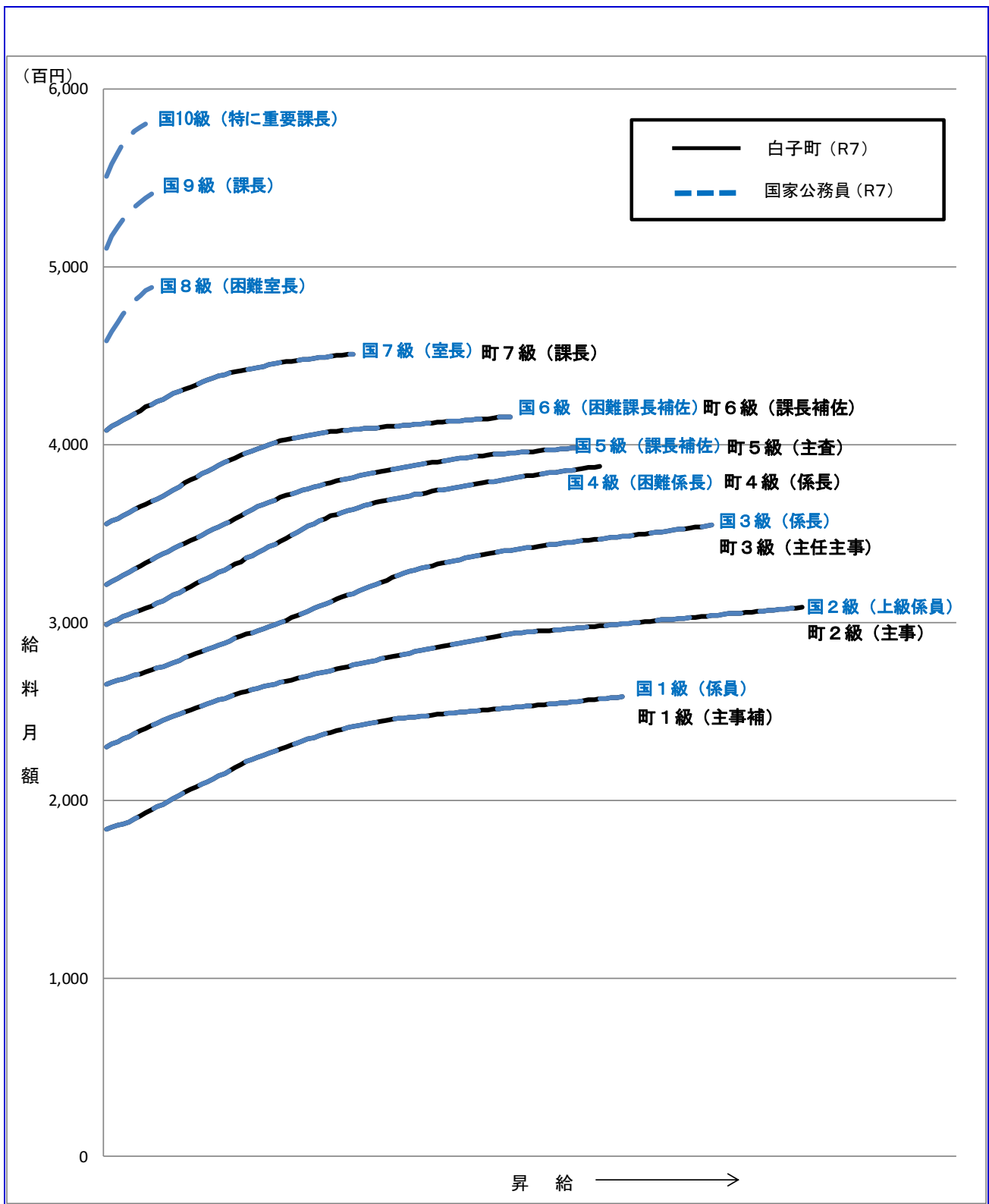
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	課長・担当課長・主幹	16人	19.3%	408,300円	450,900円
6級	課長補佐・副主任	13人	15.7%	355,200円	415,700円
5級	主査	13人	15.7%	321,300円	398,200円
4級	係長・主査補	5人	6.0%	298,800円	387,700円
3級	主任主事	14人	16.9%	265,300円	354,700円
2級	主事	6人	7.2%	230,000円	308,500円
1級	主事補	16人	19.3%	183,500円	258,100円

- (注) 1 白子町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（白子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白子町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,609千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,829千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15・25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（白子町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

白子町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%)		
自己都合 応募認定・定年			-		
1人当たり 平均支給額	11,027千円	23,626千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全域	2%	120人	4%

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		0円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		0%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫手当	同左の作業に従事したもの	防疫業務に従事した時	0円	日額1,000円
危険手当	同左の作業に従事したもの	人体に危険を及ぼす作業に従事した時	0円	日額1,000円
行旅病人取扱手当	同左の取扱をしたもの	旅行中の病人を取り扱う時	0円	日額 500円
行旅死亡人取扱手当	同左の取扱をしたもの	旅行中の病人を取り扱う時	0円	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	14,510千円
職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）	117千円
支給実績（5年度決算）	12,538千円
職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）	104千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人 当たり平均支 給年額 （6年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子 11,500円 ・ 配偶者 3,000円 ・ 父母等 6,500円 ・ 特定期間の加算 1人5,000円 	同じ		12,424千円	234,415円
住居手当	借家 家賃額に応じて11,000～28,000円 を限度に支給	同じ		3,698千円	246,533円
通勤手当	自家用車等を利用する場合通勤距離 に応じて支給（片道2km以上）	異なる	使用区分距離	6,336千円	57,081円
管理職手当	課長66,500円、担当課長42,000円 主幹40,000円、補佐30,000円 副主幹23,000円	異なる	区分及び その額	19,452千円	474,439円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員 が、臨時又は緊急の必要等により 週休日若しくは休日又は週休日等 以外の日の午前0時から午前5時 までの間にやむを得ず勤務した場 合 職種及び職務の級に応じて5,000 ～18,000円	異なる	区分及び その額	166千円	16,600円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	788,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 855,000円 / 382,500円
	副 市 町 村 長	639,000 円	680,000円 / 430,400円
報 酬	議 長	284,000 円	408,000円 / 230,000円
	副 議 長	237,000 円	342,000円 / 180,000円
	議 員	213,000 円	323,000円 / 157,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(6年度支給割合) 4.60月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(6年度支給割合) 4.60月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	給料月額×在職月数×35/100 (13,238,400) 給料月額×在職月数×25/100 (7,668,000)	任期毎 任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

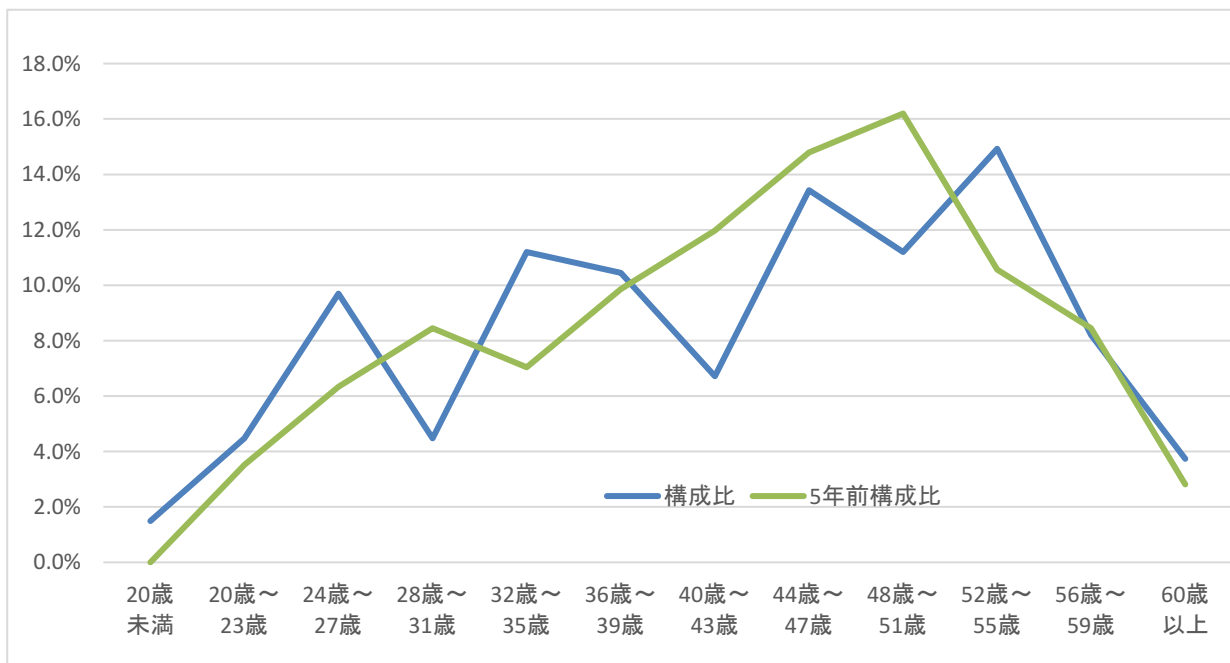
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	25	23	△2	職員配置見直しのため
		税務	9	9	0	
		農林水産	7	6	△1	職員配置見直しのため
		商工	6	5	△1	職員配置見直しのため
		土木	9	8	△1	職員配置見直しのため
		民生	40	42	2	職員配置見直しのため
		衛生	15	13	△2	職員配置見直しのため
		計	113	108	△5	<参考> 人口1万人当たりの職員数104.09人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数90.31人)
	教育部門	11	12	1	職員配置見直しのため	
小計	124	120	△4	<参考> 人口1万人当たりの職員数115.65人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数109.63人)		
公営企業等部門	その他	国保	4	4	0	
		介護	4	4	0	
		その他	6	6	0	
	小計	14	14	0		
合計		138 [195]	134 [195]	△4	<参考> 人口1万人当たりの職員数129.14人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	6人	13人	6人	15人	14人	9人	18人	15人	20人	11人	5人	134人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	115	112	111	110	113	108	△7(△6.1%)
教育	13	11	11	10	11	12	△1(△7.7%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	128	123	122	120	124	120	△8(△6.3%)
公営企業等会計計	14	14	16	15	14	14	0(0%)
総合計	142	137	138	135	138	134	△8(△5.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占める 職員給与費比率
6年度	千円 267,289	千円 11,820	千円 24,277	% 9.1	% 6.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 6	千円 26,321	千円 3,190	千円 9,787	千円 39,298	千円 6,550	千円 6,524

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白子町	51.7歳	372,839円	545,833円
団体平均	48.1歳	359,816円	541,753円
事業者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白子町		白子町（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,631千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,644千円	
（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分		（6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分 勤勉手当 2.10月分 （1.00）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

白子町			白子町（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～20%）			その他の加算措置 （定年前早期退職特例措置 2～20%）		
1人当たり平均支給額 0千円 0千円			1人当たり平均支給額 11,027千円 23,626千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）
全域	2%	6人	2%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			240千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			240,000円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）			16.7%	
手当の種類（手当数）			2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （6年度決算）	左記職員に対する支給 単価
ガス主任技術者手当	ガス主任技術者	ガス主任技術者業務	240千円	月額20,000円
ガス主任技術者職務代行者手当	ガス主任技術者職務代行者	ガス主任技術者職務代行者業務	0千円	月額10,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	524千円
職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）	175千円
支給実績（5年度決算）	319千円
職員1人当たり平均支給年額 （5年度決算）	160千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人 当たり平均支 給年額 （6年度決算）
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子 11,500円 ・ 配偶者 3,000円 ・ 父母等 6,500円 ・ 特定期間の加算 1人5,000円 	同じ		646千円	215,333円
住居手当	借家 家賃額に応じて11,000～28,000円 を限度に支給	同じ		0千円	0円
通勤手当	自家用車等を利用する場合通勤距離 に応じて支給（片道2km以上）	異なる	使用区分距離	238千円	47,520円
管理職手当	課長66,500円、担当課長42,000円 主幹40,000円、補佐30,000円 副主幹23,000円	異なる	区分及び その額	1,434千円	478,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員 が、臨時又は緊急の必要等により 週休日若しくは休日又は週休日等 以外の日の午前0時から午前5時	異なる	区分及び その額	129千円	43,000円

	までの間にやむを得ず勤務した場合 職種及び職務の級に応じて5,000 ～18,000円				
--	---	--	--	--	--